

見 直 し 後		見 直 し 前		頁																				
7在宅医療等 1 現状と課題 (3) 在宅医療連携体制の構築 <table><tr><th>現 状</th><th>課 題</th></tr><tr><td>◎ (略)</td><td>◎ (略)</td></tr><tr><td>◎ (略)</td><td>◎<u>地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかを在宅医療に必要な連携を担う拠点として位置付ける必要があります。その際、市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図ることが重要になります。(図表 7-2-7-9)</u></td></tr><tr><td>○ (略)</td><td>○ (略)</td></tr></table>		現 状	課 題	◎ (略)	◎ (略)	◎ (略)	◎ <u>地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかを在宅医療に必要な連携を担う拠点として位置付ける必要があります。その際、市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図ることが重要になります。(図表 7-2-7-9)</u>	○ (略)	○ (略)	7在宅医療等 1 現状と課題 (3) 在宅医療連携体制の構築 <table><tr><th>現 状</th><th>課 題</th></tr><tr><td>◎ (略)</td><td>◎ (略)</td></tr><tr><td>◎ (略)</td><td>(新設)</td></tr><tr><td>◎ (略)</td><td></td></tr><tr><td>○ (略)</td><td></td></tr><tr><td>○ (略)</td><td>○ (略)</td></tr></table>		現 状	課 題	◎ (略)	◎ (略)	◎ (略)	(新設)	◎ (略)		○ (略)		○ (略)	○ (略)	208
現 状	課 題																							
◎ (略)	◎ (略)																							
◎ (略)	◎ <u>地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかを在宅医療に必要な連携を担う拠点として位置付ける必要があります。その際、市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図ることが重要になります。(図表 7-2-7-9)</u>																							
○ (略)	○ (略)																							
現 状	課 題																							
◎ (略)	◎ (略)																							
◎ (略)	(新設)																							
◎ (略)																								
○ (略)																								
○ (略)	○ (略)																							
2 施策の方向 <table><tr><th>項 目</th><th>施策の方向</th></tr><tr><td>プライマリ・ケア</td><td>(略)</td></tr><tr><td>在宅医療の推進</td><td>(略)</td></tr><tr><td>在宅医療連携体制の構築</td><td>◎<u>在宅医療の圏域は原則市町村単位とします。ただし、人口構成、医療・介護資源等の整備状況、多職種の連携状況等の実情に応じて弾力的に設定することとします。</u> ◎<u>市町村、県医師会、岡山県在宅医療推進協議会など関係機関の意見を聞きながら、在宅医療において積極的な役割を担う医療機関及び在宅医療に必要な連携を担う拠点を圏域ごとに位置付け、多職種連携による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ります。</u> ○ (略)</td></tr></table>		項 目	施策の方向	プライマリ・ケア	(略)	在宅医療の推進	(略)	在宅医療連携体制の構築	◎ <u>在宅医療の圏域は原則市町村単位とします。ただし、人口構成、医療・介護資源等の整備状況、多職種の連携状況等の実情に応じて弾力的に設定することとします。</u> ◎ <u>市町村、県医師会、岡山県在宅医療推進協議会など関係機関の意見を聞きながら、在宅医療において積極的な役割を担う医療機関及び在宅医療に必要な連携を担う拠点を圏域ごとに位置付け、多職種連携による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ります。</u> ○ (略)	2 施策の方向 <table><tr><th>項 目</th><th>施策の方向</th></tr><tr><td>プライマリ・ケア</td><td>(略)</td></tr><tr><td>在宅医療の推進</td><td>(略)</td></tr><tr><td>在宅医療連携体制の構築</td><td>(新設) ◎在宅医療において、積極的な役割を担う医療機関を位置づけ多職種連携による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ります。 ○ (略)</td></tr></table>		項 目	施策の方向	プライマリ・ケア	(略)	在宅医療の推進	(略)	在宅医療連携体制の構築	(新設) ◎在宅医療において、積極的な役割を担う医療機関を位置づけ多職種連携による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ります。 ○ (略)	212				
項 目	施策の方向																							
プライマリ・ケア	(略)																							
在宅医療の推進	(略)																							
在宅医療連携体制の構築	◎ <u>在宅医療の圏域は原則市町村単位とします。ただし、人口構成、医療・介護資源等の整備状況、多職種の連携状況等の実情に応じて弾力的に設定することとします。</u> ◎ <u>市町村、県医師会、岡山県在宅医療推進協議会など関係機関の意見を聞きながら、在宅医療において積極的な役割を担う医療機関及び在宅医療に必要な連携を担う拠点を圏域ごとに位置付け、多職種連携による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ります。</u> ○ (略)																							
項 目	施策の方向																							
プライマリ・ケア	(略)																							
在宅医療の推進	(略)																							
在宅医療連携体制の構築	(新設) ◎在宅医療において、積極的な役割を担う医療機関を位置づけ多職種連携による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ります。 ○ (略)																							

見 直 し 後		見 直 し 前			頁
3 数値目標		3 数値目標			2 1 3
検討中		項 目	現 状	令和11年度末目標	
		訪問看護（介護給付におけるサービス利用見込み）回／月	7 1, 8 4 0 R 4年度 (2 0 2 2)	8 9, 7 4 5 R 8年度 (2 0 2 6)	